

【第11期】福岡県感染拡大防止協力金先渡給付のご案内

- 福岡県による要請に応じて、令和3年8月20日～9月12日の全ての期間に営業時間短縮等を行った事業者の皆さんに【第11期】福岡県感染拡大防止協力金を給付します。
○要件を満たす事業者の皆さんに協力金の一部を先渡給付します。

福岡県からの要請

期	【第11期】
区域	県内全域
期間	8月20日(金)0時～9月12日(日)24時
対象施設	<p>○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象 ※【第11期】では、「飲食店営業許可を受けていないカラオケ店」は要請の対象外</p> <p>○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場</p>
要請内容	<p>8月20日から応じられなかった場合は、8月20日以降、引き続き第10期の要請に応じ、8月23日までに第11期の要請に応じた方が対象になります。</p> <p>○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(カラオケボックスや酒類持ち込みを認めている飲食店を含む) 次の(1),(2)のいずれかに応じること (1)休業すること (2)酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めて営業時間を5時から20時とすること(もとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外)</p> <p>○酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等 営業時間を5時から20時とすること(もとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外)</p>

先渡給付申請について

【先渡給付の要件】※次の全てを満たす方が対象です。

(1)8月20日から9月12日までの全期間、県の全ての要請に協力いただくこと

但し、【第11期】の要請に8月20日から応じられなかった場合は、8月20日以降、引き続き第10期の要請に応じ、8月23日までに第11期の要請に応じた方が対象になります。

(2)令和3年1月16日以降実施分の協力金(第1期以降)について受給実績があること

(3)要請期間後の申請を売上高方式で申請する事業者であること(大企業は「売上高方式」を選択できないため、先渡給付の対象外)

※給付要件を満たしたこと(全期間、県の全ての要請にご協力いただいたこと等)を確認するため、**要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。**

※後日、給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、先渡給付額は返還していただきます。

【先渡給付額】

県内全域:64万円(4万円/日×16日分)

※売上高に応じて算出した総給付額と先渡給付額との差額については、本申請の審査後、追加給付します。

【申請書類】先渡給付申請書(※添付資料は不要)

【申請方法】電子申請、郵送申請

【申請受付期間】令和3年8月20日(金)～9月4日(土)

協力金に関するお問い合わせ先

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918(平日、土、日、祝日 9時～17時)

福岡県感染拡大防止協力金 



給付額(本申請)

区域	県内全域												
	<p>○1日あたり給付額×24日間 ※1日あたりの給付額は、8月20日から第10期の要請に応じているまでの間(最長8月22日まで)は、第10期の給付額を給付</p> <p>○8月及び9月の家賃月額×2/3(各上限20万円)を加算 ※8月分は第10期で加算済の場合は加算しない。 ※酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等が要請に応じた場合が対象 ※北九州市の店舗、福岡市の休業した店舗は、各市の家賃支援金の対象となるため、各市に申請願います。</p>												
1店舗あたり給付額	<table border="1"><tr><td>中小企業 「売上高方式」 ※「売上高減少額方式」も選択可</td><td>1日あたり売上高</td><td>[1日あたり給付額]</td></tr><tr><td></td><td>10万以下</td><td>4万円</td></tr><tr><td></td><td>10万円超 25万円未満</td><td>1日あたり 売上高の4割</td></tr><tr><td></td><td>25万円以上</td><td>10万円</td></tr></table>	中小企業 「売上高方式」 ※「売上高減少額方式」も選択可	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]		10万以下	4万円		10万円超 25万円未満	1日あたり 売上高の4割		25万円以上	10万円
中小企業 「売上高方式」 ※「売上高減少額方式」も選択可	1日あたり売上高	[1日あたり給付額]											
	10万以下	4万円											
	10万円超 25万円未満	1日あたり 売上高の4割											
	25万円以上	10万円											
	<p>大企業 「売上高減少額方式」</p> <p>[1日あたり給付額] 1日あたり売上高減少額の4割 上限:「20万円」</p>												

給付要件(本申請)

- 福岡県内において要請開始日より前に要請対象施設を運営する事業者であること
- 要請期間の全ての期間に要請に応じていること。但し、「第11期」の要請に8月20日から応じられなかった場合は、8月20日以降、引き続き第10期の要請に応じ、8月23日までに第11期の要請に応じていること
- 要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること

申請受付期間(本申請)

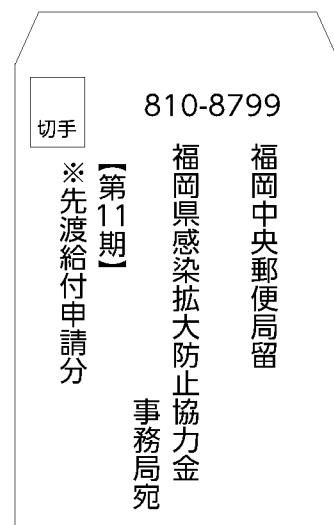
令和3年9月13日(月)～10月12日(火)

郵送申請時の注意点

- ・申請書は下記に郵送してください。

〒810-8799
福岡中央郵便局留
福岡県感染拡大防止協力金事務局宛
【第11期】※先渡給付申請分

- ・令和3年9月4日(土)消印有効
- ・レターパックや簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- ・郵送にかかる費用は申請者の負担となります。
- ・書類の記入にあたっては、消せるボールペン、鉛筆、修正ペン等は使用しないでください。差替が必要になります。
- ・郵送時は封筒などに差出人の住所及び申請者名を明記してください。
- ・複数店舗分をまとめて送付する場合は、各店舗毎に書類を整理して送付してください。
- ・写しを提出する書類については、原本は送らずコピーを送付してください。
- ・書類の返却は致しません。



封筒記載イメージ